

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年9月19日
【発行者（受託者）名称】 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 窪田 博
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
フロンティア事業開発部 デジタルアセット事業室
室長 一口 義仁
【電話番号】 03-3212-1211（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】 合同会社フォーリヤ
【代表者の役職氏名】 代表社員 一般社団法人フォーリヤ
職務執行者 本郷 雅和
【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】 三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社
ファンド運用第三部 鈴木 朋宏
【電話番号】 03-4332-9951
【届出の対象とした募集有価証券の名称】 MUFGリアルティ・トークン渋谷神泉・両国森下（デジタル名義書換方式）
【届出の対象とした募集有価証券の金額】 一般募集 2,784,000,000円
（注）募集有価証券の金額は、発行価額の総額です。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月18日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、発行者の指定する販売先である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（銀行勘定）の状況等に関する事項を追加し、また、発行者の指定する販売先である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（銀行勘定）への販売口数が決定されたため、これに関する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国信託受益証券の募集（売出）要項

1 4 その他

（添付書類）

引受契約書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

1 4【その他】

< 訂正前 >

（前略）

（５）引受人は、発行者が指定する販売先として、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（銀行勘定）（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、最大で300口を販売する予定です。

（６）売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先に、引受人に対し、引受契約締結日から2026年10月末日までの期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を約するよう要請する予定です。引受人は上記の期間内であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（５）引受人は、発行者が指定する販売先として、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（銀行勘定）（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、300口を販売する予定です。指定先の状況等については、以下のとおりです。

指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
	代表者の役職及び氏名	取締役社長 窪田 博
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第20期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 2025年6月25日に関東財務局長に提出

訂正有価証券

b. 発行者 と指定先と の間の関係	出資関係	発行者が保有している指定 先の株式の数 (2025年9月19日現在)	-
		指定先が保有している本受 益権の数 (2025年9月19日現在)	-
	人事関係	委託者と指定先との間には、人事関係はあり ません。受託者は指定先と同一の法人です。	
	資金関係	委託者と指定先との間には、資金関係はあり ません。受託者は指定先と同一の法人です。	
	技術又は取引等の関係	委託者と指定先との間には、技術又は取引等 の関係はありません。受託者は指定先と同一 の法人です。	
c. 指定先の選定理由		指定先は、アセット・マネージャーの親会社 であり、アセット・マネージャーと指定先と の関係に鑑み、本受益者と指定先及びアセッ ト・マネージャーの利益を共通のものにする という観点から、指定先として選定していま す。	
d. 販売しようとする本受益権の数		300口	
e. 受益権の保有方針		発行者は、指定先より、指定先が保有した本 受益権については、特段の事情がない限り、 保有を継続する意向であることを確認してい ます。	
f. 払込みに要する資金等の状況		発行者は、指定先が提出済みの前記有価証券 報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照 表における現金及び預金を確認することによ り、指定先が上記300口の払込みに要する資金 を有していると判断しています。	
g. 指定先の実態		発行者は、指定先より、反社会的勢力等とは 一切関係ない旨の説明を受けており、指定先 が反社会的勢力等との関係を有していないも のと判断しています。	

本受益権の譲渡制限

指定先は、本募集に関連して、その保有することになる本受益権の売却等の制限に関する合意をし
ます。その内容については、後記「（６）売却・追加発行の制限について」をご参照ください。

発行条件に関する事項

本募集における本受益権の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は本募集における
発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

受益権併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項
該当事項はありません。

（６）売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先は、引受人との間で、引受契約締結日から2026年10月末日までの期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、本受益権の譲渡等を行わない旨を合意します。引受人は上記の期間内であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有します。

（後略）